

## 認可保育所設置・運営事業者募集要項

【平成 28 年度・平成 29 年度施設整備費補助金交付対象事業】

平成 28 年 3 月

墨 田 区

## 目 次

第 1	募集の趣旨	1
第 2	募集内容	1
第 3	応募資格	2
第 4	実施事業等	4
第 5	区の補助	5
第 6	提出書類	5
第 7	事業者の決定	9
第 8	募集スケジュール(予定)	10
第 9	応募手続	10
第 10	参考資料	11
第 11	様式	11
第 12	提出及び問合せ先	12

## 第1 募集の趣旨

墨田区子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月策定）に基づき、認可保育所を整備します。本募集は、認可保育所の施設整備に係る費用の一部を区が補助することとし、補助金交付対象事業者を選定するものです。

本募集要項によらない以下の施設整備については、別途ご相談ください  
施設整備費補助金の交付を受けないで認可保育所を整備する場合  
認定こども園を整備する場合  
既存の認証保育所が認可保育所へ移行する場合

## 第2 募集内容

### 1 募集施設

児童福祉法に定める認可保育所（分園を含む。）

### 2 募集対象地域

- (1) 墨田区子ども・子育て支援事業計画で設定する「南部区域」（北十間川以南の区域）
- (2) 墨田区子ども・子育て支援事業計画で設定する「北部区域」（北十間川以北の区域）のうち、「とうきょうスカイツリー」、「押上」、「曳舟」、「京成曳舟」、「東向島」、「**小村井**」、「**東あずま**」の各駅から概ね徒歩10分以内の地域

### 3 募集数

全体で定員333人以上の確保を前提とし、予算の範囲内で事業者を選定します。  
一事業者につき複数の応募も可能です。

### 4 開設時期

平成30年4月1日まで

平成28年度で整備するなど、開設時期を早める提案は可能です。

### 5 施設要件

自己所有物件又は賃貸借物件であって、以下の要件を満たす施設を対象とします。

- (1) 「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年東京都条例第43号。以下「都条例」という。）、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」（平成24年東京都規則第47号。以下「都規則」という。）及び東京都「保育所設置認可等事務取扱要綱」（平成27年3月31日付26福保子第3017号。以下「都要綱」という。）、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」（平成14年12月25日付雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、その他法令に定められた基準を満たすこと。
- (2) 建物建築時の建築確認申請書、建築確認済証、検査済証が提出可能であること。  
紛失している場合は、台帳記載事項証明書の提出が可能であること。
- (3) 建築基準法上の用途が保育所であること。既存建物で**用途変更が必要な場合は**、保育所への用途変更が確実にできること。
- (4) 各室から屋外避難まで二か所二方向避難を安全に行うことができること。
- (5) 保育室等を2階以上に設ける場合は、都規則第14条に定める基準を満たすこ

とについて、一級建築士による証明書を提出できること。(施設改修後でも可)

- (6) 建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)により建築された建物であること。

また、新耐震基準により建築されていない建物については、次のア又はイの事実が確認され、それを客観的に証明できる書類を提出できること。

ア 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつてはI s 値0.7以上かつq 値が1.0以上

イ 木造の建築物にあつては、I w 値が1.1以上

- (7) 児童の安全に万全を期するよう十分配慮していること。

- (8) 賃貸借物件(土地又は建物)の場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならない。ただし、次のいずれかを満たす場合は登記を行わないこととしても差し支えない。

(ア) 貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(イ) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において、保育所開設時点から10年以上とされている場合

イ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

ウ 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃料に相当する額と1,000万円(1年間の賃料が1,000万円を超える場合は、その額)の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い普通預金、定期預金、国債等により保有していること。

1,000万円(1年間の賃料が1,000万円を超える場合は、その額)については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運実績等過去安定性高さを勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を下回らない範囲で当該額を減額できる場合がある。

エ 賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

### 第3 応募資格

#### 1 すべての応募事業者が満たすべき要件

- (1) 認可保育所、地域型保育事業における小規模保育所又は自治体からの補助金の交付を受けて運営している認可外保育施設(東京都認証保育所など)を1年以上運営している法人格を持つ事業者であること。

上記「1年以上」とは、運営開始(認可等を自治体から受けて)から応募書類提出の時点で1年以上経過していることをいう。

東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県以外の道府県においてのみ運営実績のある事業者は、開

園後に十分なフォローができる様に東京本部を設ける事を条件とする。(設置は選定後で構わない)

- (2) 平成27年4月1日施行(改正)の児童福祉法第35条第5項各号(社会福祉法人及び学校法人は第4号のみ)に抵触しないこと。
  - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
  - (4) 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱(平成18年9月20日 墨総契第387号)に定める除外措置の要件に該当していないこと。
  - (5) 次のア、イに該当しないこと。
    - ア 法人等及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団、暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者またはそれらの利益となる活動を行う者
    - イ 前記アの他、墨田区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年5月16日23墨総契第135号決定)第4条による入札参加除外措置を受けている者、又は都や他の区市町村で同様の入札参加除外措置を受けている者
  - (6) 児童福祉事業に熱意と見識を有し、継続的に安定した保育所運営ができること。
  - (7) 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築けること。
  - (8) 事業を遂行できる十分な資力、知識、技能能力等を有し、継続的に安定した保育所運営が行えること。
  - (9) 資金計画及び事業計画が確実であること。
  - (10) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としないこと。
  - (11) 墨田区保育所条例(昭和36年3月29日条例第4号)及び同条例施行規則(平成元年3月31日規則第23号)に準じ、事業を遂行できるとともに、区の保育行政について積極的に協力できること。
  - (12) 人材確保に関し、次の要件を満たす事業者であること。
    - ア 他の施設と兼務しない専任の施設長を置くこと。施設長は、保育士資格かつ保育実務経験が5年以上(そのうち認可保育所における保育実務経験が1年以上)の者とする。
    - イ 施設長については、やむを得ない事情を除き、開園後3年間異動を行わないこと。
    - ウ 配置する保育士の保育実務経験については、開設時でその職員一人当たりの平均勤続年数が、4年以上になる体制を整えること。
  - (13) 本募集要項にて提示する条件を厳守できること。また、本要項に定めるもののほか、児童福祉法、児童福祉施設最低基準等の関係法令、厚生労働省の通知通達、建築基準法、都条例、都規則、都要綱、東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(通称「バリアフリー条例」)、労働基準法等の関係法令の基準を満たすとともに、墨田区の指導等を遵守できること。
- 2 社会福祉法人以外の応募事業者の要件
- ア 「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日付児発第295号厚生省児童家庭局長通知)に定める「社会福祉法人以外の者による設置認可申請」に係る「審査の基準」を満たすこと。なお、「必要な経済的基礎がある」及び「財務内容が適性である」と

は、以下の要件を満たしていることをいう。

(ア) 事業者が設置する全ての保育所の年間事業費（賃借料を含む。）の1/2分の1に相当する資金を普通預金等により保有していること。

(イ) 直近3年間の会計期間で連続して損失を計上していないこと。

(ウ) 直近期の会計期間で債務超過になっていないこと。

イ 事業者が現に運営している保育所について、所管庁の監査・実地指導等において、重大な指摘を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

エ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

#### 第4 実施事業等

##### 1 設置認可

事業者自らが設置及び運営する認可保育所

##### 2 保育所名称

保育所の名称は、墨田区と協議のうえ決定すること。

##### 3 実施事業

###### (1) 基本保育事業

ア 11時間開所保育（7時15分から18時15分まで）

イ 0歳～5歳児保育

開所時は低年齢児クラスのみとし、段階的に定員構成を変更していくといった運営を検討する場合は、事前にご連絡ください。

地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業）卒園児の受け皿として、3歳児以上の専用園の提案可とする。

0歳児保育定員枠を設定しない提案は可とする。

ウ 障害児保育

###### (2) 特別保育事業等（必須事業）

ア 延長保育（墨田区私立保育所延長保育事業補助金交付要綱【参考資料1】）

祝日と日曜を除く毎日（18時15分から2時間以上を原則とする）実施

イ 緊急一時保育（墨田区緊急一時保育実施要綱【参考資料2】）

ウ 子育て安心ステーション事業（子育て安心ステーション事業概要【参考資料3】）

##### 4 定員

1園当たりの定員は、60人以上（0歳から5歳まで）を基本とすること。

なお、定員の設定に当たっては、0歳児から3歳児までの各年齢で入所できるよう、定員を段階的に増加させる等の考慮をすること。（0歳<1歳<2歳<3歳 4歳 5歳）

また、3歳児以上の専用園を提案する場合は、20人以上の定員から提案可能とする。

##### 5 給食

調理設備を配置し、園児には自園で調理した給食を提供すること。

## 6 その他

- (1) 東京都福祉サービス第三者評価を3年間に1回以上受審し、評価結果を公表すること。
- (2) 食材等については、可能な限り、当該保育所周辺にある墨田区内の店舗から調達すること。
- (3) 保育士等の雇用にあたっては、積極的に墨田区民を採用すること。
- (4) 保育士の定着に努めること。保育士の異動がある場合は、保育内容に関する十分な引継ぎを行うこと。
- (5) 地域行事への参加や園行事への招待など、積極的に地域との交流を行い、近隣住民と良好な関係づくりに努めること。

## 第5 区の補助

区は、事業者が保育所を整備し、運営する際の経済的負担を緩和するため、保育所の整備費用の一部を補助します。当該年度の予算措置が行われることを条件とし、予算の範囲内において次の補助を行います。

### 1 開設準備経費

施設整備費、開設準備期間の建物賃借料等について、国及び東京都の助成制度に準じて補助します。なお、応募以降、国及び東京都の助成制度が変更された場合などにより、区の助成制度が変更された場合は、新たな助成制度を遡及して適用することがあります。(【参考資料4】参照)

また、学校110番の設置に係る経費を予算の範囲内で補助対象経費の100%を補助します。(墨田区非常通報装置「学校110番」整備事業補助要綱【参考資料5】)

### 2 保育所運営費

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費(公定価格)のほか、墨田区独自加算(参考:墨田区保育扶助要綱【参考資料6】)により補助します。

## 第6 提出書類

以下の1~5の書類について各15部提出(14部は写しで可)する。

書類のサイズはすべてA4判片面印刷とし、頁を設けること。

- 1 応募申込書兼誓約書:様式1、様式1別添(提案と添付書類の目次)
- 2 選定評価項目資料対照表:様式2  
後記第7-2「選考基準」に示す評価項目について、対照資料を明示(頁等)すること。
- 3 事業計画書:様式3
  - (1) 応募動機  
本事業への応募動機について簡潔に示すこと。
  - (2) 事業者の保育に対する運営及び組織体制  
事業者の児童福祉に取り組む考え方や、法人の保育事業に係る組織体制(本募集に係る新規施設を含めたもの)を示すこと。  
なお、本募集に係る新規保育所の運営を実施した場合、応募事業者が現在運営している保育

所に影響が生じることが予想される場合は、その内容を示すこと。

(3) 保育所の運営理念

保育目標と保育方針を示すこと。

(4) 施設概要、開所時間、職員の配置計画

**施設概要、定員、開設スケジュール等(様式4)、開所時間、想定する職員配置計画としての職種別人数や、経験年数等及び職員配置に関する考え方を明記すること。**

付属資料：施設長候補者資料として、履歴書(職歴、法人内履歴、保育経験、資格等を記入)を添付すること。応募時、施設候補者が未定の場合は、配置に当たっての考え(保育経験年数や職務内容等)を記述すること。

付属資料：職員の標準的なローテーションを記述すること。

(5) 資金計画、収支計画

資金計画、収支計画について示すこと。【参考資料7参照】

(6) 施設整備に関する方針・計画

施設整備予定場所の選定理由や整備に当たっての方針、施設状況の分析と課題への対策、施設の維持管理の計画等について示すこと。

(7) 基本保育の計画

保育の基本的な計画となる「保育課程」(指導計画は含みません。)、1日の保育スケジュール等について示すこと。

(8) 特別保育事業(必須事業)に関する計画

特別保育事業の内容(事業内容(延長保育等)、定員、利用時間、留意点等の具体的な内容)を示すこと。

(9) 保護者の意見等を活かすための取組

保護者からの意見や要望等をどのように聴取し、その対応等について示すこと。

(10) 自己評価に関する取組

モニタリング等の自己評価の実施方法や、評価結果に基づく対応等を示すこと。

(11) 職員の資質向上策

施設長、保育士、栄養士等職員の資質向上を図るため、経験や職種に留意して、どのように研修等に取り組んでいくか示すこと。また、開設前の研修方法等についても示すこと。

(12) 配慮が必要な子どもへの取組

障害児等の配慮が必要な子どもの受け入れなど、保育方針等を示すこと。

(13) 衛生・健康管理に関する計画

施設全体の衛生管理や職員・児童の健康管理に関する計画を示すこと。

(14) 給食・食育に関する計画

乳幼児期における給食の考え方や実施方法(委託、栄養士による献立、具体的なメニューなど)、食育への取組等の計画を示すこと。

(15) 保護者に対する支援

保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援、保護者の養育力の向上に結びつく支援について、どのように取り組むかを示すこと。また、地域の子育てへの支援に関する取組を



示すこと。

(16) 虐待への対応

保育所としての虐待の早期発見や、対応などを示すこと。

(17) 苦情対応

利用者や近隣住民等からの苦情に対し、解決するための取組について示すこと。

(18) 個人情報保護及び関係法令遵守のための取組

個人情報を取り扱うときの規定や職員に対する啓発等の個人情報を保護するための取組及び保育所運営の関係法令を遵守するため職員に対する啓発等の取組について示すこと。

(19) 危機管理上の取組（事故防止、安全対策、災害対策等）

事故防止策、防犯対策、災害対策、災害発生時の事業継続に向けた組織作り、避難訓練、交通安全の指導、緊急時（病気事故発生時）の連絡・連携体制等について示すこと。

(20) 各種規定の整備状況

保育所運営に必要な各種規定の整備状況を箇条書き等で示すこと。

(21) 保育事業の実績

事業者における保育事業の実績を示すこと。

うち1園については、後記4(3)エのとおり資料を提出すること。

(22) 地域特性に合った保育所運営への取組

施設整備予定場所周辺地域の状況（他の施設や商店街、町会・自治会など）を踏まえた取組について示すこと。

(23) 職員の採用方針

職員採用に当たっての方針を示すこと。

(24) その他

その他、保育所の設置・運営にあたり、提案やアピールしたい点を示すこと。

【例示】

特別保育事業等（任意事業）として、一時保育（定期利用保育を含む。原則として7時15分から18時15分まで、祝日と日曜日は除く。）（墨田区民間保育所等一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金交付要綱【参考資料8】）や、その他、事業者の提案により実施する特別保育事業等

将来、少子化に伴い保育所入園対象年齢児の減少も想定されるが、その対応策多様化する保育ニーズへの対応として、新たに取り組みたい自主事業等

その他

4 添付書類

(1) 保育所認可申請に係る区市町村事前調査書：様式4

(2) 応募事業者（法人）に関する書類

ア 法人の概要

法人の経歴及び法人が運営する保育所を含んだ施設等の内容が分かるもの（パンフレット類でも可能、最新のもの）

イ 登記事項証明書（申込日前3か月以内に交付を受けたもの）

- ウ 印鑑証明書（申込日前3か月以内に交付を受けたもの）
- エ 定款（最新のもの）
- オ 役員の構成  
代表者の履歴書を添付すること。
- カ 資金計画書：様式5
- キ 当該保育所の開設後5年間の収支計画書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済計画についても記載すること。） 参考資料7 参照
- ク 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したのもの）
- ケ 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書 参考資料7 参照
- コ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画 参考資料7 参照
- サ 残高証明書（申込日前1か月以内のもの。残高証明書が複数枚に渡る場合は、全て同一日の残高であること）
- シ 納税証明書 【参考資料9】参照
- ス 就業規則・非常勤就業規則、給与規程、会計に関する経理規程
- セ 児童福祉法第35条第5項の基準及び会社更生法・民事再生法に関する誓約書：様式6
- ソ 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書：様式7

（3）保育所運営に関する書類

- ア 保育所規則（案）
- イ 重要事項説明書（案）
- ウ 就業規則及び雇用契約書の雛形
- エ 現在運営する保育所に関する書類

複数の保育所を運営している場合、提案保育所の保育定員等に近い園を一園選び、以下の書類を提出すること。

保育所のしおり（重要事項説明書）

保育所の事業概要がわかるもの（パンフレット等）を添付する。

国、地方公共団体の監査・指導当局からの指摘事項書類（直近のもの）

第三者評価の結果

直近に受審した結果の写しを提出すること

応募時点における年間食事指導計画及び応募時点3か月前までの献立表

アレルギー対応食等を実施の場合は、考え方や実施状況を献立表中に記載すること。

（4）建物・その他の設備関係

- ア 建物・土地の状況：様式9
- イ 土地・建物の登記事項証明書（自己所有物件の場合）
- ウ 建物の周辺案内図、外観写真、配置図、平面図（設計図面）

最寄駅、施設、遊技場の位置がわかるもの。建物までの所要時間も表示

設計案の平面図には、保育室、調理室、医務室、トイレ、事務室等の施設・設備が分かるように表示をする。また、各室の面積（保育室は有効面積及び定員数）及び保育

室から屋外避難場所までの距離を平面図に表示すること。

エ 開設までの行程表（案）、改修等工事の工程表（案）

オ 設置予定建物の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（既存建物に設置する場合）

カ 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物でない場合は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあってはI<sub>s</sub>値が0.7以上かつq値が1.0以上、木造の建築物にあってはI<sub>w</sub>値が1.1以上であることが確認された建築物であることを客観的に証明する書類

キ 施設確保に関する書類（土地建物に係る所有権者の当該物件使用承諾書等）

ク 保育所設置・運営に関するチェックリスト：様式10

（5） その他区長が必要と認める書類

5 提出書類の取扱

（1） 提出された全ての書類等は返却しない。

（2） 提出された法人情報、個人情報、業務計画等の内容は、墨田区個人情報保護条例及び墨田区情報公開条例の規定に基づき対処する。なお、業務計画書の内容の概要等を区議会に公表することも想定されるため、記載事項に特に非公開とすべき箇所がある場合はその理由を含め、その旨明示すること。

（3） 応募者が墨田区に提出した書類等の応募の著作権は、応募者に帰属する。ただし、区は、決定した事業者の公表等必要な場合には、応募申込書類等の内容を無償で使用できるものとする。

## 第7 事業者の決定

1 事業者の選定方法

事業者は、別途設置する選定委員会の審査に基づき、区長が決定する。

2 選考基準

評価項目【参考資料10】のとおり

3 審査方法及び結果通知

（1） 第一次審査（書類審査）

提出書類から、事業提案内容の適格性、法人運営の健全性や事業運営状況等について書類審査を行う。第一次審査の結果は、全応募者に書面で通知する。第二次審査対象となった応募事業者には、応募事業者が運営している保育所の視察及び第二次審査の日程等を併せて通知する。

（2） 保育所の視察

応募事業者が運営している保育所の視察を行う。

（3） 第二次審査（プレゼンテーション）

提案内容に関するプレゼンテーション並びにヒアリングを行う。

なお、プレゼンテーションへ出席する者は応募事業者（法人）の職員に限る。

ア ヒアリングの概要

応募事業者に関する事項

経営理念、財政基盤、既存保育所の運営実績等

提案保育所に関する事項

応募動機、提案内容（保育、職員体制、資金計画等）の確認等

#### イ 結果通知

審査結果は、第二次審査実施対象全応募事業者に書面で通知する。

#### 4 事業者の公表等

決定した事業者名及びその提案概要について、公表する。

### 第8 募集スケジュール（予定）

通年受付を行います。締切日ごとに審査し事業者を選定します。

#### 1 締切日

- (1) 第1次締切日 平成28年3月31日（木）
- (2) 第2次締切日 平成28年6月30日（月）
- (3) 第3次締切日 平成28年9月30日（金）
- (4) 第4次締切日 平成28年12月28日（水）
- (5) 第5次締切日 平成29年3月31日（金）

応募する意向のある事業者は、締切日の1か月前までに、意向確認書（様式11）を提出すること。

意向確認書を提出した事業者は、締切日の20日前まで、質問書（様式12）を提出することができる。質問に対する回答は、事業者に対して、後日Eメールで回答する。なお、質問内容が意見の表明と解されるもの、内容等が不明瞭なもの等については、回答しないことがある。

< 意向確認書、質問書は必要事項を記入の上、Eメールにて、問合わせ先メールアドレスあてに提出すること。 >

応募事業者は、締切日の1週間以上前に、提出日の日程調整を図ること。

#### 2 締切日以降の標準的な選定スケジュール

締切後、上記「第7」に基づき、事業者を決定する。

事業者の決定は、締切日後概ね、60日後を予定している。

#### 3 各締切日の具体的な選定スケジュール

区ホームページ等で明示する。

### 第9 応募手続

#### 1 受付時間・場所

(1) 受付時間 墨田区役所閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所 墨田区役所4階 子育て支援課（事前に電話連絡の上、直接持参すること。）

#### 2 提出様式

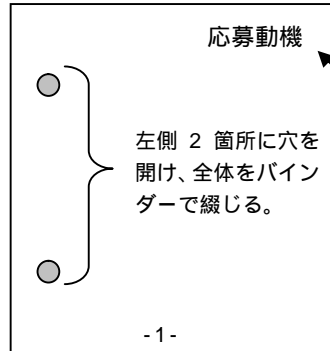
(1) 書類は、極力A4判で作成すること。「第6 提出書類」の提案書と添付書類に通し番号を

付け、次に示す【提出書類の体裁】のとおりとすること。

(2) 目次(様式1別添)に、これら書類のページ番号を記入すること。

(3) 応募申込書兼誓約書(様式1)に、目次(様式1別添)、提案書及び添付書類の順で正本及び副本として、それぞれバインダーで綴じるとともに当該バインダーに応募者の名称を付けること。副本の公的証明書類はコピー可とする。

【提出書類の体裁】



・A4 判

・両面印刷不可

・様式の指定のあるもの以外は、右上に書類の名称(応募動機や保育所の運営理念といった書類の名称)を表記し、インデックスは付けない。

・一つの内容の書類が複数ページにわたる場合(例:基本保育の計画が3ページにわたる。)は、最初のページのみ右上に書類名を表記する。

ページ番号は、通し番号とする。

### 3 提出部数

正本1部及び副本14部を提出すること。

### 4 注意事項

(1) 区が必要と認めるときは、別途資料の追加提出を依頼することがある。

(2) 応募に関する参加報酬は支給しない。

また、交通費、その他必要な費用は各応募者の負担とする。

## 第10 参考資料

- 1 墨田区私立保育所延長保育事業補助金交付要綱(平成11年4月19日10墨厚保第923号)
- 2 墨田区緊急一時保育実施要綱(昭和57年5月4日57墨厚厚発第189号)
- 3 子育て安心ステーション事業概要
- 4 施設整備にあたっての助成制度
- 5 墨田区非常通報装置「学校110番」整備事業補助要綱(平成20年9月22日20墨福子字第277号)
- 6 墨田区私立保育所扶助要綱(昭和54年12月1日54墨厚厚発第118号)
- 7 収支計画書、収支(損益)予算書、返済(償却)計画
- 8 墨田区民間保育所等一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金交付要綱(平成25年9月3日25墨福子字第912号)
- 9 財務関係書類のうち、「納税証明書」の取扱いについて
- 10 墨田区子ども・子育て支援事業計画に基づく認可保育所設置者【評価項目】

## 第 1 1 様式

- 1 応募申込書兼誓約書
- 1 別添 提案と添付書類の目次
- 2 選定評価項目資料対照表
- 3 事業計画書
- 4 保育所認可申請に係る区市町村事前調査
- 5 資金計画書
- 6 児童福祉法第 3 5 条第 5 項の基準及び会社更生法・民事再生法に関する誓約書
- 7 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書
- 8 建物・土地の状況
- 9 保育所設置・運営に関するチェックリスト
- 1 0 墨田区認可保育所設置・運営事業者応募意向確認書
- 1 1 質問書

## 第 1 2 提出及び問合せ先

墨田区福祉保健部子ども・子育て支援担当子育て支援課（墨田区役所 4 階）

〒1 3 0 - 8 6 4 0

墨田区吾妻橋一丁目 2 3 番 2 0 号

電 話 0 3 - 5 6 0 8 - 6 0 8 4

F A X 0 3 - 5 6 0 8 - 6 4 0 4

メールアドレス KOSODATE@city.sumida.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.city.sumida.lg.jp>